









北熊本(R4)595号建物他トイレ改修工事

北熊本駐屯地業務隊

工事件名	北熊本(R4)595号建物等トイレ改修工事						図面番号	/
図面名称	表紙						縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係	電気係長	電気係	給排水係長	設計者	
								
北熊本駐屯地業務隊管理科							令和4年9月1日	

仕 様 書

- 1 工事件名：北熊本（R4）595号建物他トイレ改修工事
- 2 工事場所：#595、#611建物トイレ
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和5年3月31日（金）
- 4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
I 建築工事			
1 仮設工事			
(1) 墨出し		1 式	
(2) 養生		1 式	
(3) 整理清掃後片付け		1 式	
2 タイル工事			
床モザイクタイル張	ユニットタイル	1 m ²	
3 左官工事			
床下地補修	t=100mm程度 速乾モルタル塗仕上	1 m ²	
4 塗装工事			
(1) 素地ごしらえ	ホート面	0.8 m ²	
(2) NAD塗	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗	0.8 m ²	
5 内外装工事			
天井点検口	450×450mm	4 箇所	
6 ユニット工事			
(1) ドア開閉方向変更		3 箇所	
(2) 紙巻器移設		4 箇所	
7 撤去工事		1 式	
II 電気設備工事			
1 配管工事			
(1) 電線管	E25	1 m	
(2) 電線管	E31	4 m	
(3) 一種金属線び		11 m	
(4) 貫通処理工事	φ50*150mm	3 箇所	
2 配線工事			
600V 絶縁ケーブル	EEF2.0mm×3C(天井内転がし)	52 m	
3 電灯設備			
(1) 接地コンセント	接地 2P15A×1+ET×1	5 個	
(2) 接地コンセント	接地 2P15A×2+ET×1	1 個	
(3) 漏電ブレーカー	ELCB2P20A	2 個	
4 撤去工事		1 式	

Ⅲ 機械設備工事			
1 仮設工事	仮設トイレ設置(細部は別紙のとおり)	1 式	
2 衛生器具工事		1 式	
(1) 大便器	C710S	5 組	
(2) 温水洗浄便座	既設大便器に設置 (給水配管交換含む)	5 組	
3 撤去工事		1 式	
Ⅳ 産業廃棄物処分		1 式	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(以下、「標仕」という。)」 「公共建築改修工事標準仕様書(以下、「改修標仕」という。)」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書(施工の具体的な計画を定めたもの)・施工図・工事工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム(プリント可)に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事实施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事实施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事实施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
 - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ウ 安定的な供給が可能であること。
 - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (10) 工事に必要な電気・水については請負者準備するものとする。やむを得ず部隊側電気等を使用する場合は、すべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定するものとする。
- (11) 駐屯地の出入門時間は、8時00分～18時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこ

れを超える時間については監督官と協議するものとする。

- (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約 0.5km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を官側に提出するものとする。
- (13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第 24 条の 7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (16) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、●印が付いたものを適用する。
- (17) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項（共通工事）

撤去工事

- ア 図示の配管及び機器等を撤去するもので、工事実施に当たっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議のうえ着手すること。
- イ 撤去後不要になった穴などは、モルタル等にて穴埋めする。なお、仕上げは ●本工事 ○別途工事とする。
- ウ 発生材（鋼管、銅管、弁類等の金属）については、発生材置場に運搬し、トラックに積み込み可能な大きさに切断加工したものを金属の種別毎に整理集積する。

7 特記事項（建築工事）

※[]内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

(1) タイル工事

タイルの形状、寸法等の種別は下記のとおりとする。 [11.2.2][11.3.2]

施工箇所	形状・寸法(mm)	釉薬		役物
トイレ床	ユニットタイル (8分) 24.5	施釉	<input type="checkbox"/> 無釉	無

(2) 塗装工事

ア 材料 [18.1.3]

- (ア) 使用する材料は J I S 適合品とする。
- (イ) 防火材料の指定がある場合には建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

イ 素地ごしらえ

塗装面	種別	適用
石膏ボード及びその他ボード面	A種 <input type="checkbox"/> B種	[18.2.7]

ウ 各種塗装の種別

記号	種類	塗装面	種別
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (18.6.2)	コンクリート面(屋内) モルタル面(屋内)、ボード面	A種 <input type="checkbox"/> B種

8 特記事項（電気設備工事）

(1) 共通工事

ア ケーブルが防火区画等を貫通する場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合する材料及び工法によるものとする。

イ 屋内隠ぺい部に設置するプルボックスは、特に明記ない限り鋼製錆止め塗装とする。

ウ プルボックス、ジョイントボックス及び器具を実装しないプレート並びに監督官の指示するプレートには、略称などにて用途等を明記する。

(2) 電灯設備

分電盤類の配線には回路番号又は負荷名称を表示すること。また、分電盤内には難燃性のケース等に収めた盤結線図を収納する。

9 特記事項（機械設備工事）

(1) 仮設工事

仮設トイレについて

ア 工事実施中において、請負者は改修工事により使用不能となるトイレの仮設トイレを請負者負担にて設置するものとする。また、仮設トイレの設置・撤去に係る設備工事についても請負者で負担するものとする。

イ 仮設トイレの使用期間は工事開始によりトイレが使用不可となる日から、現場完成検査終了までとする。

ウ 仮設トイレ使用に関する経費について

トイレ使用時に発生する電気及び水道料金については、官側で負担するものとする。

エ 工事終了後は、速やかに撤去するものとする。

(2) 衛生器具設備

ア 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部は、ニッケルクロムめっき仕上げとし、JIS H 8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムメッキ）による2級以上とする。

イ 衛生陶器は、本仕様書によるほか、JIS A 5207（衛生器具—便器・洗面器類）による。ただし、JISに規定されていない衛生陶器は、外観、品質等がJISに準ずるものとする。

ウ 付属金具は、JIS A 5207（衛生器具—便器・洗面器類）の付属書A（参考）（衛生器具付属金具）に準ずるものとする。

エ 衛生器具の適用種別は下記のとおりとする。

(ア) 大便器

JIS 記号	規格名称	A社品番	B社品番
C710S	洗浄弁式床置床給排水節水Ⅱ型便器	セット型番：CFS494MNHNS （便器 CS494M、給水 TV565CP） 温水便座：TCF585S（温水洗浄、節電、脱臭、擬音装置機能付） 接続金具：TH343R パイプホルダー：T56PH	便器：C-P25H 給水：CF-T7114A 温水便座：CW-PB11F-NE 便器用サポート：CF-103BB 支持金具：CF-115-1(50-220)、CF-115-2(50-220)

(イ) 施工範囲

別図図示の位置に各器具表による所定の衛生器具を標準仕様書及び標準図の当該事項のとおり取り付け。（調整を含む）また、既設器具撤去によって露出したアンカー等の穴についても目

立たない程度に補修を実施するものとする。

(ウ) 図示記号

J I S 記号 (但し、J I S 記号に該当しないものについては、便宜上各メーカー記号とする。)

10 提出書類

(1) 種類・部数

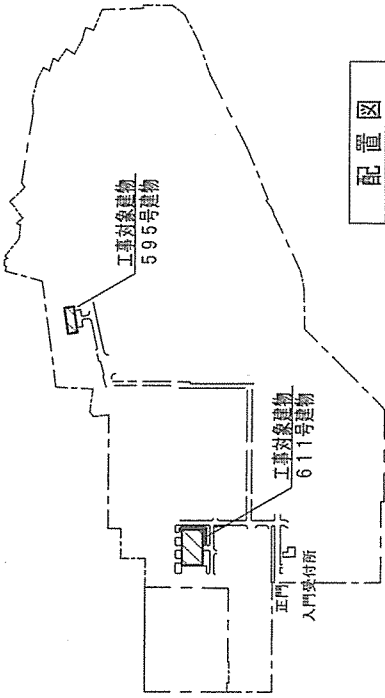
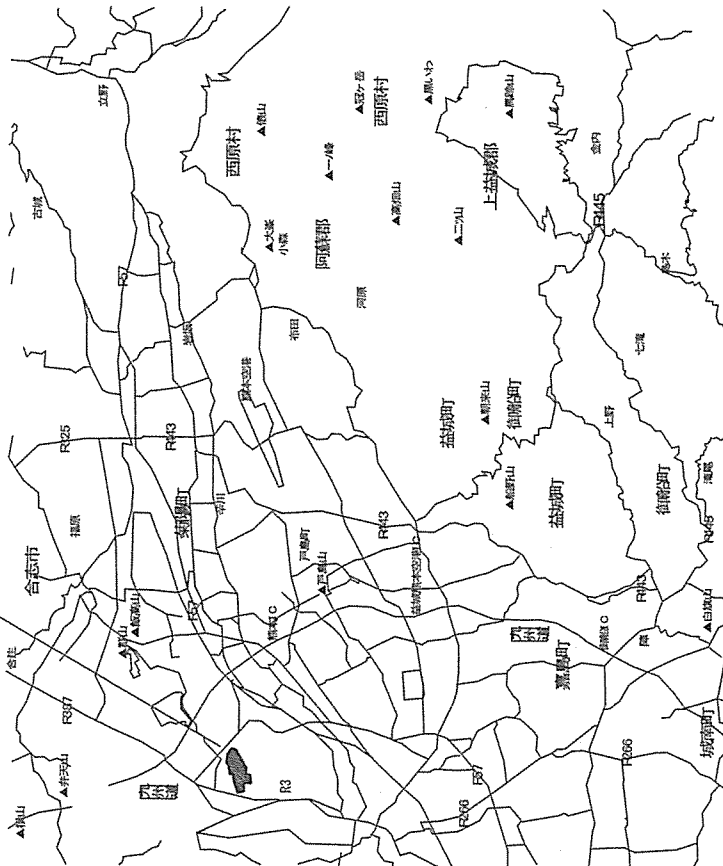
ア 工程表	1部 (契約後すみやかに)
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部 (契約後すみやかに)
ウ 着工届	1部 (着工当日)
エ 竣工届	1部 (完了当日)
オ 工事打合簿、工事日誌	1部 (その都度)
カ 材料検査簿	1部 (材料搬入時)
キ 使用材料承認願及び承認図等	1部 (すみやかに)
ク 作業写真	1部 (工事完了後すみやかに)
ケ 工事内訳明細書	1部 (契約後すみやかに)
コ 発生材引渡書	1部 (必要時のみ、引渡時)
サ マニフェストの写し	1部 (処分完了後速やかに)
シ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写し	1部 (契約後すみやかに)
ス 施工体制台帳の写し	1部 (工事施工前及び変更時)
セ 各種報告書、試験成績書等	1部 (工事完了後すみやかに)
ソ その他指示された書類 (その都度)	

(2) 提出方法

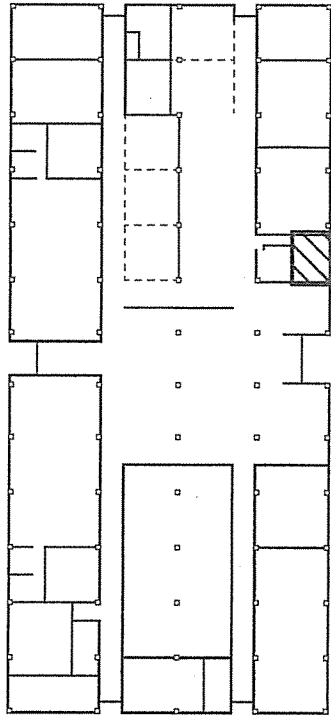
提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。



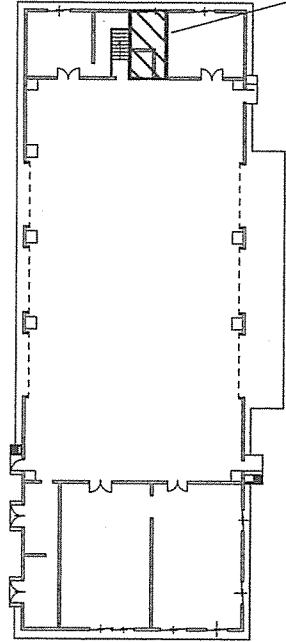
北熊本駐屯地



配置図



611号建物



595号建物

案内図

工事内容一覧表

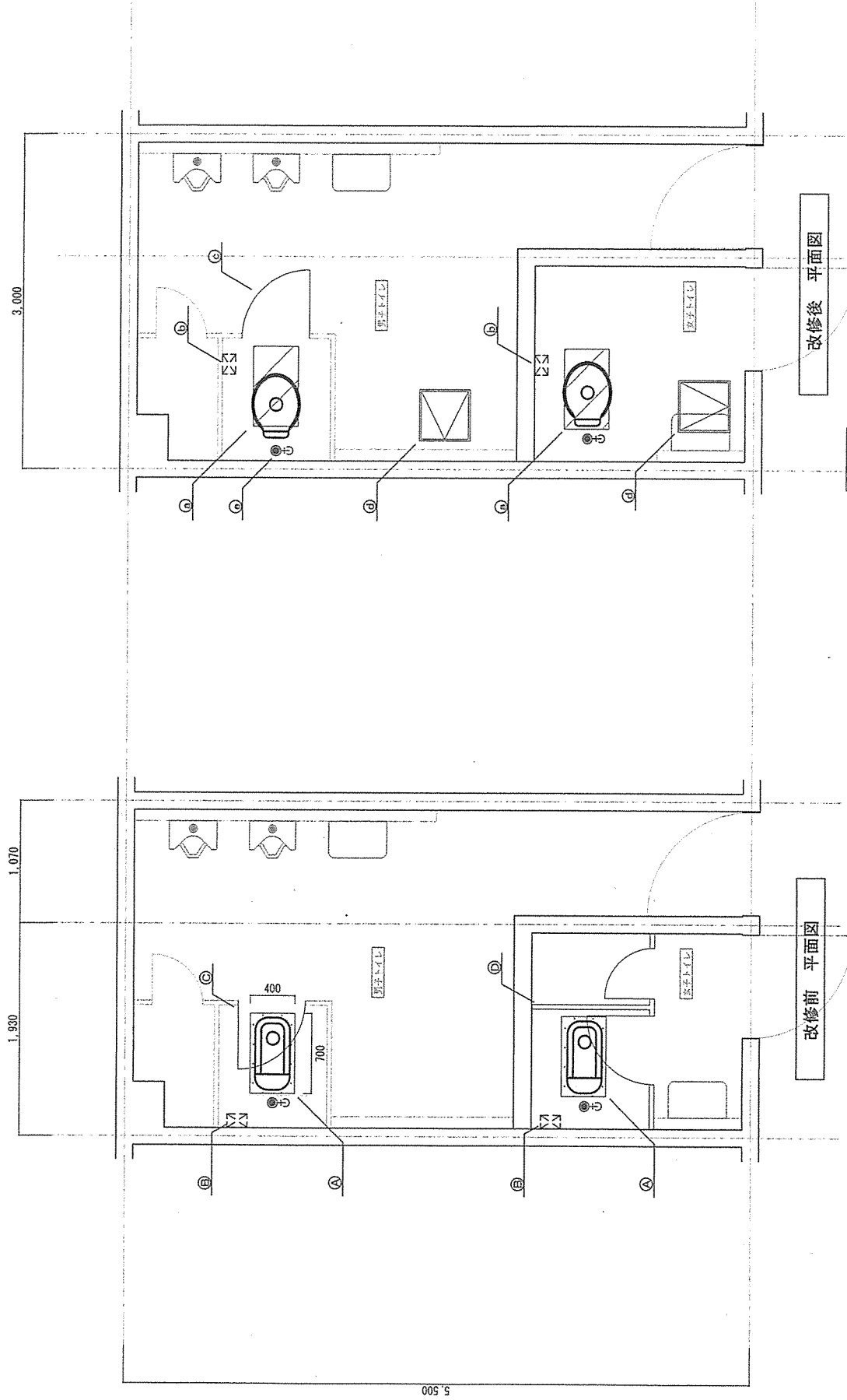
1 工事施工計画数量は下記のとおりとする。

建物番号	建物名	室名称	改修室数	施 工 数 量				
				和便器洋式化	洋便器改修	コンセント設置	ドア開閉方向変更	紙巻器移設
595	整備工場	男子トイレ	1	1	0	2	1	1
		女子トイレ	1	0	1	0	1	1
611	厚生センター	男子トイレ	1	2	1	3	2	2
	計		3	4	1	6	3	4

2 細部施工要領

- (1) 和便器洋式化
 - ア 既設和風便器を撤去し、洋風便器に改修を行うもの。
 - イ 既存便器を部分撤去・床面補修を実施した後、床面のタイルの色については、既存タイルと同系色のものとし、監督官の承認後に施工すること。
 - ウ 給排水配管は、FL以上の取替を実施するものとし、各施設の配管の納まりについては監督官と協議するものとする。(#595号建物を除く。)
- (2) 洋便器改修
 - ア 老朽している既設洋便器等を撤去し、新設洋便器・洗浄便座を設置するもの。
 - イ 給水配管は、FL以上の取替を実施するものとし、各施設の配管の納まりについては監督官と協議するものとする。
- (3) コンセントの設置

洗浄便座用の接地コンセント (ET付) の取付を実施する。高さについては、FL+500とし、細部取付位置については、監督官と協議するものとする。
- (4) ドア開閉方向変更
 - ア 和便器洋式化に伴い、干渉するトイレブースのドアについて、開閉方向の変更を行うもの。
 - イ 既存内開きドアを撤去した後、反転させて再取付を実施し、外開きに変更する。
 - ウ ドアを反転させる際、錠の位置の変更、ドア取っ手の新規取付及びドア閉鎖補助具の取付を実施するものとし、細部は詳細図のとおりとする。
- (5) 紙巻器の移動
 - ア 和便器洋式化に伴い、紙巻器の移動及び高さ調整を実施するもの。
 - イ 移動位置については、図示のとおりとし、高さについてはFL+700を基準とする。
 - ウ 移動場所により、トイレブース内の下地欠落箇所等がある場合、ブースを挟み込んで取付する等して、紙巻器が脱落しないよう施工するものとする。
- (6) 天井点検口の設置
 - ア コンセント電源線を施工するため、天井点検口を設置するもの。
 - イ 点検口サイズは450mmとし、鉄骨下地開口部補強、取付箇所の既存天井ボード撤去復旧 (塗装含む) も実施するものとする。



改修前 平面図

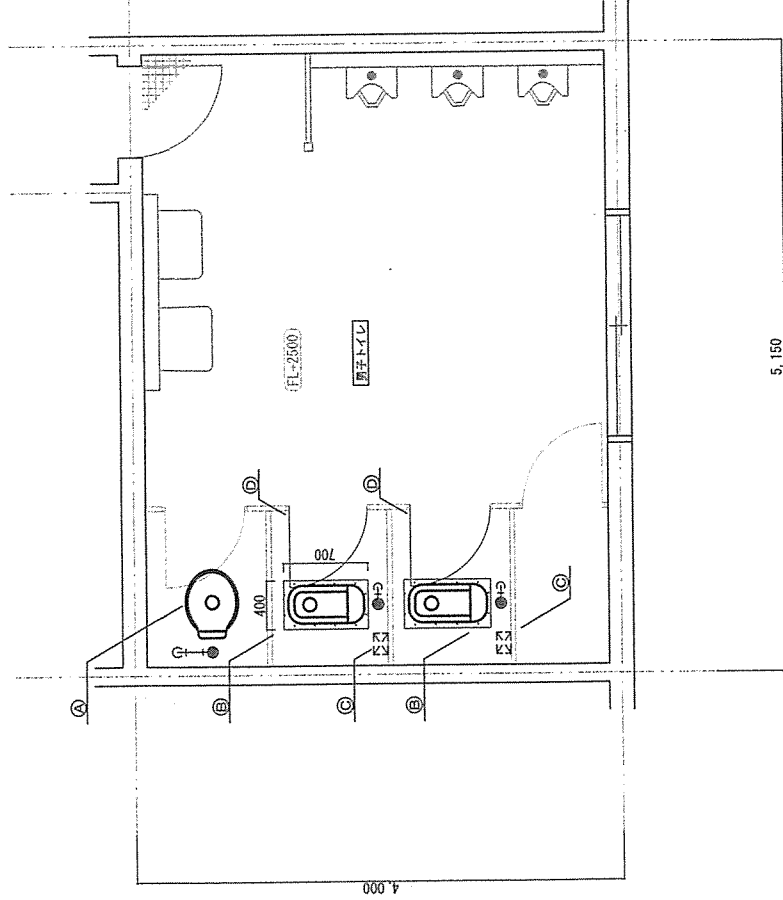
改修後 平面図

凡例

記号	仕様
Ⓐ	和便器 (F.L.から上部)、床モザイクタイル(0.2mを見込む)、給水配管一式
Ⓑ	紙巻器 (再使用)
Ⓒ	建具 (再使用)
Ⓓ	トイレブース

凡例

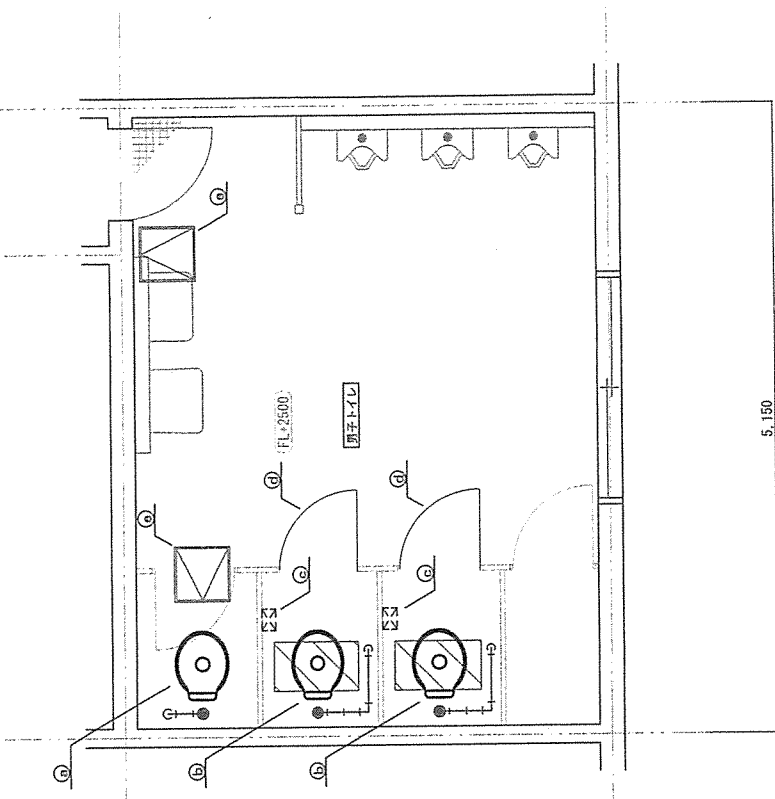
記号	仕様
Ⓐ	新設 大便器、床モザイクタイル張、給水配管一式
Ⓑ	移設 紙巻器
Ⓒ	再取付 建具 (開閉方向変更、閉鎖補助具付)
Ⓓ	新設 天井点検口 口450
Ⓔ	新設 床スラブ貫通 (φ50 × @150mm)、給水配管取廻し



改修前 平面図

凡例

記号	仕様
(A)	大便器、給水配管一式
(B)	和便器 (F.L.から上部)、床モザイクタイル(0.2mを見込む)、給水配管一式
(C)	紙巻器 (再使用)
(D)	建具 (再使用)



改修後 平面図

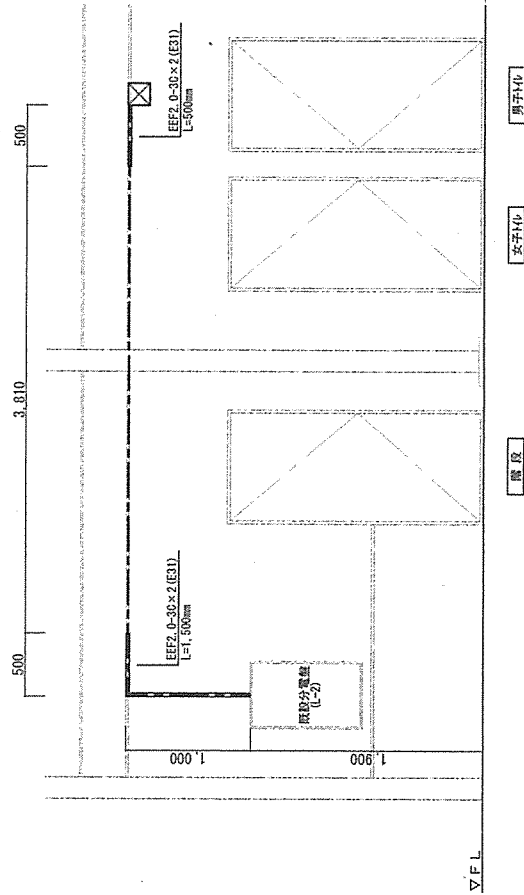
凡例

記号	仕様
(a)	大便器、給水配管一式
(b)	大便器、床モザイクタイル張、給水配管一式
(c)	紙巻器
(d)	建具 (閉閉方向変更、閉鎖補助具付)
(e)	天井点検口 口450

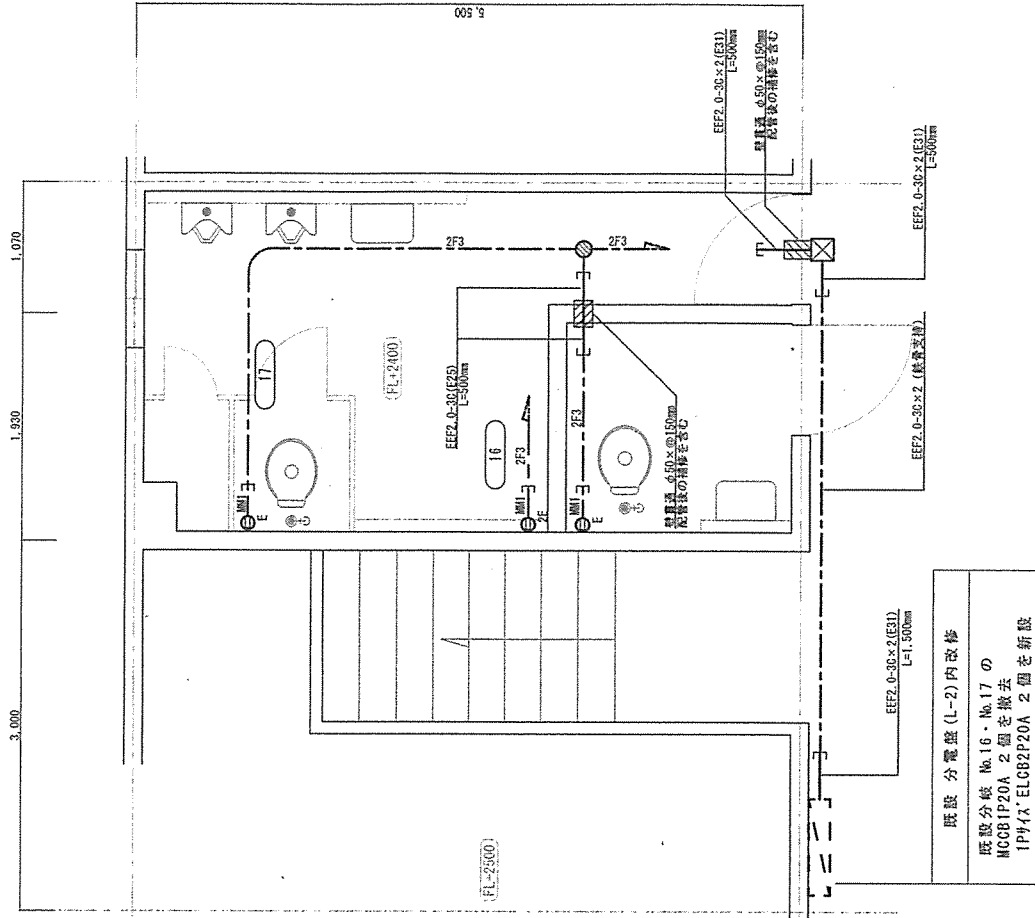


凡例

記号	名称	備考
Ⓧ E	壁付コンセント	接続 2P15A×1+ET×1 ll=FL+500mm
Ⓧ 2E	壁付コンセント	接続 2P15A×2+ET×1 ll=FL+1500mm
Ⓧ	ジョイントボックス	
Ⓧ	フルボックス	200×200×100 網張り、さび止め仕上
— 2F3 —	ケーブル配線	EEF 2.0mm-30 (実井内)
— E MLI —	ケーブル配線	コンセント部立上より保護管 (M1)
— E —	ケーブル配線	壁裏通管または立上より保護管

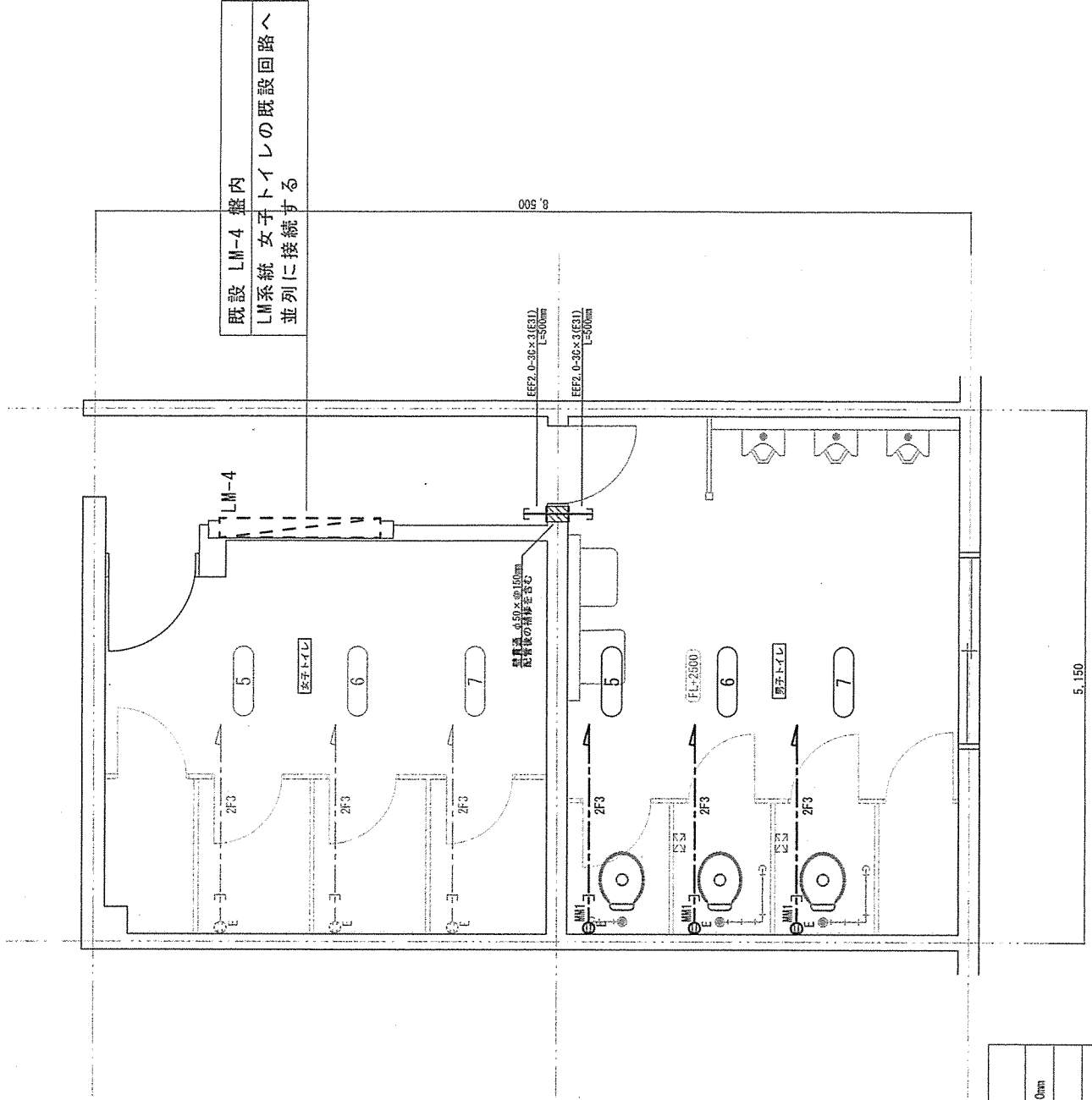
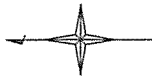


電気配線立面計画図



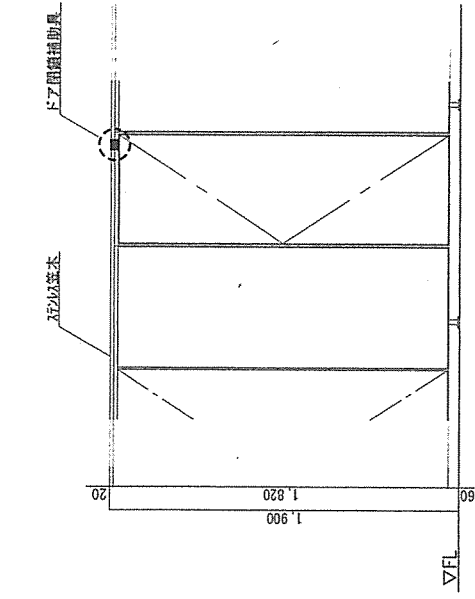
既設分電盤 (L-2) 内改修
 既設分枝 No.16・No.17 の
 MCCB1P20A 2個を撤去
 1P1X・ELCB2P20A 2個を新設

電気配線平面計画図

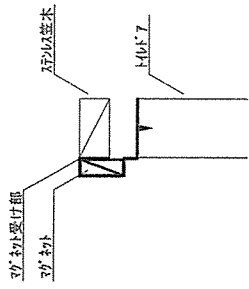


凡例

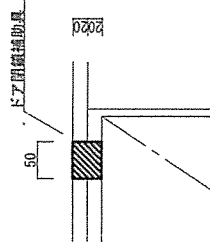
記号	名称	備考
① E	兼付コンセント	接地 2P15A×1+ET×1 H=FL+500mm
— 2F3 —	ケーブル配線	EEF 2.0mm-3C (天井内)
— E MM1	ケーブル配線	コンセント部立上がり保護管 (MM1)



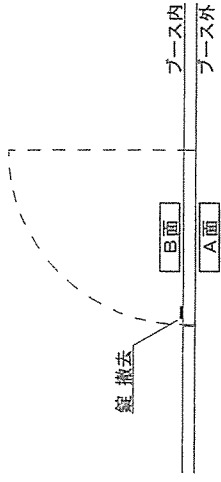
補修トイレブース姿図 S=1/40



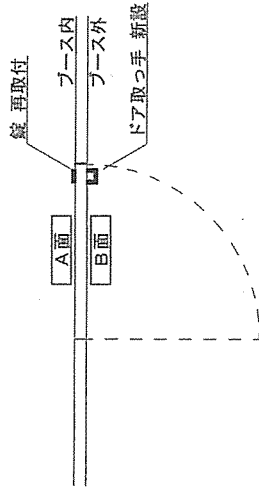
ドア上部断面図(参考図) S=1/5



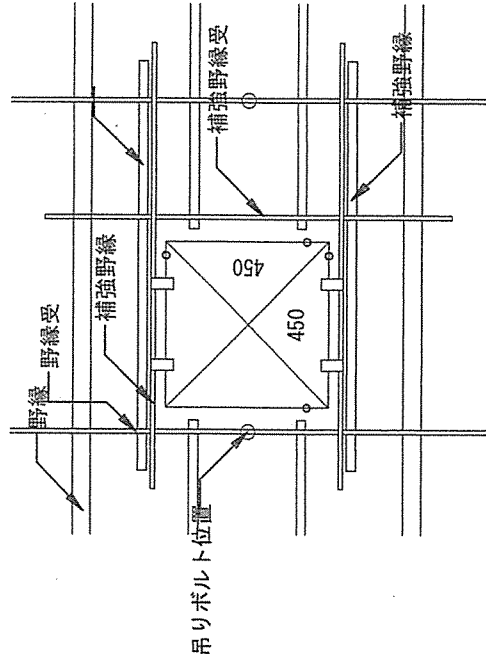
ドア上部姿図(参考図) S=1/10



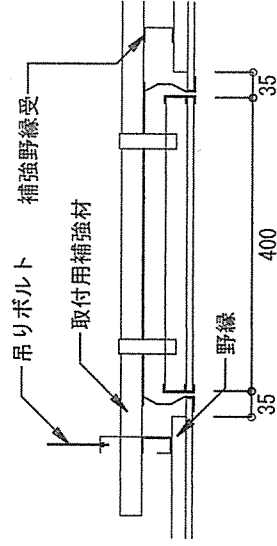
改修前ドア断面図 S=1/25



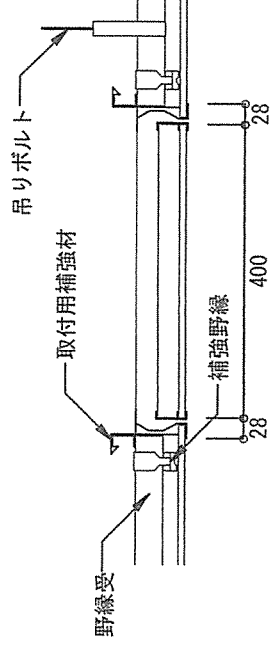
改修後ドア断面図 S=1/25

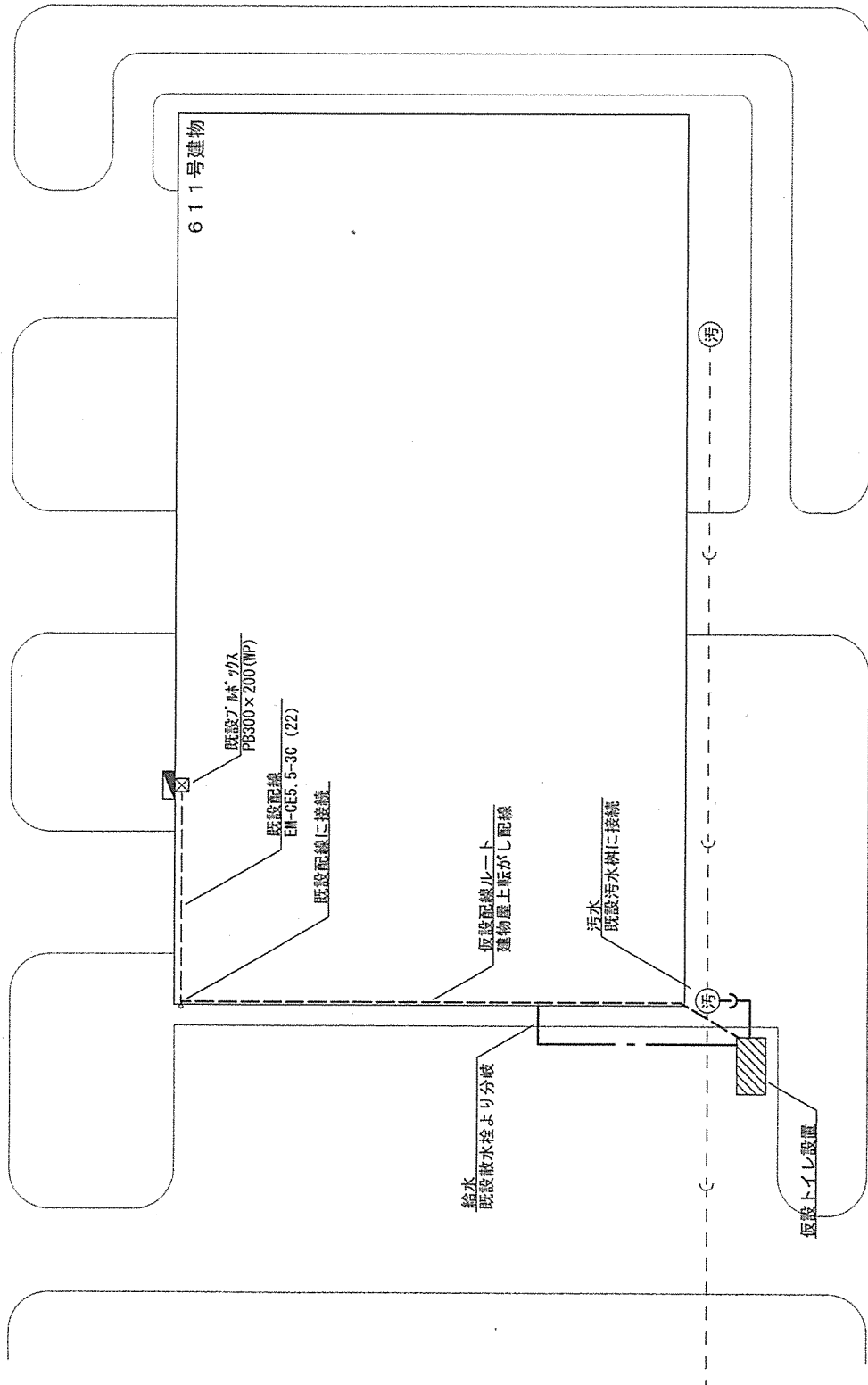
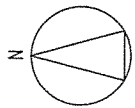


天井点検口 (伏図) S=1/20



天井点検口 (断面) S=1/10





1 仮設トイレ仕様 (同等品可)

- メーカー：三協フロンティア
- 品名：サニタリーユニット
- 型式：47MSL (男性用)
- 内容品：手洗器 1箇所、温水洗浄便座 2箇所
小便器 2箇所
照明設備・給排水設備 一式